

○山梨県警察被留置者の留置に関する訓令の解釈及び運用要領の制定について

〔 令和 7 年 1 月 26 日 〕
〔 例規甲 (監留) 第 89 号 〕

(概要)

この要領は、被留置者の処遇等について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律その他の法令に定めるもののほか、山梨県警察被留置者の留置に関する訓令に基づき、その適正を期することを目的とし必要な事項を定めたものである。